

平成30年度第2回 岐阜県障がい者総合支援懇話会
(重症心身障がい・医療的ケア部会)

平成31年3月8日（金）13：00～
希望が丘こども医療福祉センター
多目的ホール

議事次第

- 1 平成30年度重度障がい児者支援連携施策の進捗状況及び平成31年度の計画について
- 2 第1回提案議題について
 - (1) 災害時（停電時を含む）における在宅者の支援体制等の確認（安否確認、避難所、充電等）
 - (2) 就学前障害児の単独通所施設拡充
 - (3) 短期入所利用中の体調悪化時の対応に関する実態調査及び障害児の病児保育に関する実態調査について
 - (4) 医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

配付資料

- 資料1 県の重度障がい児者支援連携施策の進捗状況
- 資料2 県の重度障がい児者支援連携施策について（参考）
- 資料3 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について
- 資料4 平成31年度医療的ケアに関する特別支援教育課の取組（案）
- 資料5 第1回提案議題一覧
- 資料6 実効性のある避難・情報提供のあり方
- 資料7 保育業務担当看護職員養成研修について（岐阜県記者発表資料）
- 資料8 平成31年度療育支援体制強化事業について
- 資料9 医療型短期入所事業に関するアンケート調査の結果
- 資料10 提案議題（4）医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

平成30年度第2回岐阜県障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)出席者名簿

<構成機関>

1. 関係機関

所属・職名	氏名(敬称略)	備考
岐阜県医師会 理事	矢嶋 茂裕	医療
国立大学法人岐阜大学大学院医学系研究科 障がい児者医療学寄附講座 准教授	西村 悟子	医療
独立行政法人 国立病院機構長良医療センター 臨床研究部長	金子 英雄	医療
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター 重症心身障がい児施設すこやか 施設長	長澤 宏幸	医療
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 小児科部長	内木 洋子	医療
医療法人社団 英集会 福富医院 院長	福富 恒	医療
公益社団法人 岐阜県看護協会 常務理事	小谷 美重子	医療
一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会会長 (代理:一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会理事)	安田 尚美	医療
大垣市民病院 新生児集中治療室 看護師長 (代理:新生児集中治療室主任、新生児集中ケア認定看護師)	野村 彩	医療
株式会社やすらぎ 訪問看護ステーションやすらぎ 代表取締役 理学療法士	西脇 雅	医療
独立行政法人 国立病院機構長良医療センター 療育指導室長	藤森 豊	医療・障害福祉
社会福祉法人 あゆみの家 施設長	田口 道治	障害福祉
特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手 代表	渡邊 麻奈美	障害福祉
岐阜市障害者生活支援センター 相談支援専門員	臼井 隆雄	障害福祉
社会福祉法人 豊誠会 岐南さくら発達支援事業所 臨床心理士	後藤 有衣子	保育
岐阜県特別支援学校長会 長良特別支援学校 校長	鹿嶋 成美	教育
岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政(障害福祉)
岐阜市子ども未来部 子ども・若者総合支援センター エールぎふ 副所長	加藤 直美	行政(保育・教育)

2. 県庁関係課

所属・職名	氏名(敬称略)	備考
岐阜県健康福祉部次長	西 哲也	行政(県)
岐阜県健康福祉部 医療整備課長 (代理:同課医療対策監)	中畠 和彦	行政(県) 医療
岐阜県健康福祉部 保健医療課長 (代理:同課課長補佐兼難病対策係長)	三輪 光雄	行政(県) 医療・保健
岐阜県健康福祉部 障害福祉課長	浅井 克之	行政(県) 障害福祉
岐阜県子ども・女性局 子育て支援課長	植野 晃	行政(県) 保育
岐阜県危機管理部 防災課地域支援係長	大塚 貴之	行政(県) 防災
岐阜県教育委員会 特別支援教育課長 (代理:同課管理監)	兒玉 哲也	行政(県) 教育
岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課長	松原 繁俊	行政(県・事務局)
岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課 課長補佐兼障がい児者医療推進係長	上野 尚哉	行政(県・事務局)

平成30年度第2回岐阜県障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)配席図

(敬称略)

福富 医院 院長
福富 悌

長澤 宏幸
長症心身障がい児施設すこやか
施設長

岐阜県医師会 理事
矢嶋 茂裕

岐阜大学障がい児者医療学部附講座
准教授

西村 悟子

希望丘こども医療福祉センター
小児科部長
内木 洋子

岐阜県看護協会 常務理事
小谷 美重子

司茂保健所 健康増進課長 宮 早苗	岐阜県訪問看護ステーション連絡 協議会 理事 安田 尚美	大垣市民病院 新生児集中治療室 主任 野村 彩	長良医療センター 療育指導室長 藤森 豊	あゆみの家 施設長 田口 道治	子ども・若者総合支援センター エールぎふ 副所長 加藤 直美	防災課 地域支援係長 大塙 貴之	医療福祉連携推進課 課長補佐 兼障がい児者医療推進係 主任 山下 靖代
----------------------	------------------------------------	----------------------------	-------------------------	--------------------	--------------------------------------	---------------------	---

可茂保健所 健康増進課長 宮 千田 友清	関保健所 健康増進課保健指導係長 北村 尚子	東濃県事務所 福祉課長 深見 太二	可茂県事務所 福祉課長 加代 暁尊	西濃県事務所 福祉課長 岐阜地域福祉事務所 福祉課長 山下 靖代	訪問看護ステーションやすらぎ 代表取締役 理学療法士 西脇 雅 在宅支援グループみんなの手 代表 渡邉 麻奈美	長良特別支援学校 校長 鹿嶋 成美	特別支援教育課 管理監 兒玉 哲也
-------------------------	---------------------------	----------------------	----------------------	--	---	----------------------	----------------------

中畠 和彦	浅井 克之	岐阜県健康福祉部次長 西 哲也	松原 繁俊	上野 尚哉	山田 聰美	医療整備課 医療対策監 障害福祉課長 医療福祉連携推進課 課長補佐 兼障がい児者医療推進係 主任	医療福祉連携推進課 課長補佐 兼障がい児者医療推進係 主任
-------	-------	--------------------	-------	-------	-------	--	-------------------------------------

入口

現在(H31.3.8)の進捗状況(支擇連携施策)について

区分	実施年 度	番号	事業名	H30年度事業名	委託先、 実施地図	H30予算額 千円	平成31年度までの経過		H31年度事業名	H31予算額 千円	平成31年度の実績		
							実施額	実施率			実施額	実施率	
多 様 ・ 普 及 ・ 持 続	H30年度実績	② ③	20 薬事県小児在宅医療研究会	医療、介護、教育、行政等の関係者が一堂に会して知見交換が得られる機会を共有し、顧の見える関係を構築する場づくりとして「岐阜県小児在宅医療研究会」を開催	岐阜県小児在宅医療研究会	1,000	平成31年度当初予算:岐阜県、前年同額を基準に引き続き継続 ※研究会開催テーマとしては今後検討			1,000	平成31年度当初予算:岐阜県、第2回「新潟県、第3回「愛知県」が一部 H26.2~		
	H31年度実績	② ③	21 新潟県小児在宅医療研究会	「岐阜県小児在宅医療研究会」の開催(テーマ:小児在宅医療における地域連携支援について) 平成30年12月9日(土) 経営系醫大(甲府市) 参加者:約200名	新潟県小児在宅医療研究会	-	-	-	-	-	-	H27.3~	
	H32年度実績	② ③	22 岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	「岐阜県小児在宅医療研究会」の取組みが一層充実して交流が深まる関係づくりに向かう。 平成30年度実績 平成31年2月17日(日) NTTシティホール(三重県桑名市)で開催 参加者:455名 (参考)	岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	-	-	-	-	-	-	H28~	
	H33年度実績	② ③	23 岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	「岐阜県小児在宅医療研究会」の取組みが一層充実して交流が深まる関係づくりに向かう。 平成30年度実績 平成31年2月12日(土) 愛知県名古屋市 参加者:約50名、第2回研究会(H30.2.10 岐阜県新規市) 参加者:約400名 (参考)	岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	450	平成31年度当初予算:岐阜県、前年同額を基準に引き続き継続 ※西濃圏域小児在宅医療研究会の開催予定(地図はこの版面も引き続き掲載)						H29~
	H34年度実績	② ③	24 岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	「岐阜県小児在宅医療研究会」の取組みをモチーフとして、その意義や課題、成果の共有や他地域への普及を図るため、園保連出の 小児在宅医療研究会を開催 平成30年度実績 平成31年1月6日(日) 大垣市精神健康センター (参考)	岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	700	平成31年度当初予算:岐阜県、前年同額を基準に引き続き継続 ※平成30年度同様、年間全6回の開催を予定						H30.5~
	H35年度実績	② ③	25 岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	「岐阜県小児在宅医療研究会」の取組みをモチーフとして、その意義や課題、成果の共有や他地域への普及を図るため、園保連出の 小児在宅医療研究会を開催 平成30年度実績 平成31年1月6日(日) 大垣市精神健康センター (参考)	岐阜県小児在宅医療研究会(西濃圏域)	334	平成31年度当初予算:岐阜県、前年同額を基準に引き続き継続 ※平成30年度までに、各都道府県、県内各地域(5圏域)、各市町村の動向についても引き続き掲載 位置づけることとされているため、各地域(5圏域)、各市町村の動向についても引き続き掲載						H30.5~
	H36年度実績	① ② ③	26 施業立案調査会	障がい児童支援を考える公開連携講座の開催 【資料2-⑥】	岐阜県	4,800	実施予定先・実施機関:県医師会 県内に在住する在宅医療専門医者等(医療的ケア児を含む)実 施料2-⑥						H31~

在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金

【課題】

在宅の医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)が必要な重症心身障がい児者が、短期入所事業や日中一時支援事業を利用できる機会を増やしたい。

【施策の方向性】

これまでの医療型短期入所事業所に加え、福祉施設への支援を推進し、レスパイトサービスの受け皿の確保を目指す。

事業のポイント

- 特に医療型短期入所事業所（医療機関）が不足している地域を中心に、重症心身障がい児者に対応可能な看護師を配置する福祉事業者が重要な受け皿となっている現状を踏まえ、福祉施設が行う短期入所事業、日中一時支援事業も対象とする。
- 重症心身障がい児者と同水準の障がいの運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄性筋萎縮症（SMA）等）を受け入れている事業所もあり、対象として明確に位置づける。

事業実施団体

岐阜県（補助事業）

予算額

H31：18,000千円

<期待される効果>

レスパイトサービスの受け皿の確保

事業内容

医療的ケアの必要な超重症児者・準超重症児者に対して短期入所・日中一時支援を行った場合に必要となる経費の一部について一定額を補助。

対象機関	医療機関	福祉施設
対象事業	短期入所事業	短期入所事業・日中一時支援事業
対象者	重症心身障がい児者、運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄性筋萎縮症（SMA）等）、遷延性意識障がい児者のうち医療スコアが10点以上の超・準超重症児者	

1

短期入所等利用促進体制整備事業費補助金

- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れている短期入所事業所で、送迎車両の修繕費用など、利用者の利便性向上に資する取組みに対して補助を行う。

事業実施団体

岐阜県（補助事業）

予算額

H31：1,000千円

補助内容

対象事業所	補助対象経費	補助基準額	補助率
短期入所事業所	車両リフトの修繕費など	400千円以内	1/2

障がい児者医療学寄附講座

- ・岐阜大学医学系研究科に設置（協力講座：小児病態学講座）。
- ・設置の目的は、障がい（重症心身障がい、発達障がい）児者医療に携わる医師の育成（学生教育、医師の研修）、障がい児者医療の地域での推進、障がい児者医療の普及啓発。
- ・医学概論、初期体験実習、クリニカルクラークシップ（院外実習）、臨床選択実習など、医学部1～6年生に及ぶ卒前教育において障がい児医療に関するカリキュラムを実施するほか、臨床に携わる医師の育成、専門研修プログラムの策定・運用、重症心身障がい、発達障がい医療に関する研究や、関係機関の連携体制づくりなどの地域医療の推進、研究会・各種講演会などの普及啓発事業を推進。

事業実施団体 岐阜大学

設置期間・予算額

【第1期】H26～H28：各25,000千円

【第2期】H29～H31：各25,000千円



5

岐阜県小児在宅医療実技講習会

準備のプロセスを含め、県全体のチームづくりにも貢献。

- ・岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医療従事者を対象とした実技講習会を開催。
- ・平成30年度は、医師、看護師向け実技講習会＋一般向け講演会の2段構成により開催。
 - 講演会：県内医師による基調講演（医療からみた岐阜県特別支援学校の医療的ケアの歩みと今後の課題）のほか、県外医師、県内医師、県内看護師による在宅支援に関する講演 など
 - 講習会：県内の勤務医、開業医、看護師を対象に、人工呼吸器の取扱い方、気管カニューレ、胃瘻の交換方法など医療的ケアに関する実践的な講習を実施

事業実施団体

岐阜大学（委託事業）

予算額

H31：1,500千円

[平成30年度実績]

- ・平成30年7月22日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
 - <第1部：講演会>
 - ・受講者129名（医師、看護師、福祉関係者、教育関係者）
 - <第2部：実技講習会>
 - ・受講者32名（医師16名、看護師16名）



[平成29年度実績]

- ・平成29年7月30日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
 - <第1部：講演会>
 - ・受講者148名（医師、看護師、療法士、福祉関係者）
 - <第2部：実技講習会>
 - ・受講者24名（医師）



6

重症心身障がい児者看護人材育成研修（2）

- ・重症心身障がい児者看護人材育成研修（1）のフォローアップ研修。
- ・在宅ケアを念頭においていた実技を含む実践的な研修を実施。
- ・フォローアップ研修として前年度研修修了者のほか、訪問看護師ステーションの看護師等を対象に、訪問呼吸ケアや訪問口腔ケアに関する研修を実施。

平成30年度実績

<呼吸介助手技実技講習会>

日程：平成30年11月17日～18日 平成医療短期大学

受講者数：看護師26名

実施内容

- ・講義：呼吸介助手技の基礎及び適応・効果
- ・デモンストレーションと実習：「胸郭運動の確認」と「First touch」の実習、
「仰臥位、側臥位座位の各姿勢における基本的呼吸介助手技」の実習

在宅障がい児の家庭などを訪問した際に、呼吸リハで体調が良くなり入院が減ったという声を聞いて企画

<摂食嚥下リハビリ・口腔ケア実技講習会>

日程：平成30年10月21日 朝日大学

受講者数：看護師38名

実施内容

- ・摂食嚥下リハビリ（講義及び実習）

重心児者の摂食嚥下障害とその評価方法、口腔・嚥下機能評価、食形態の選択と姿勢保持、間接訓練と直接訓練、全身状態と発達の関係
- ・口腔ケア（講義及び実習）

口腔ケアの基本技術、ケア時のリスク管理、機能を高めるための口腔ケア、ケア時のトラブル対応



9

小児在宅移行支援看護人材育成研修

- ・N I C U等を有する急性期医療機関の主任看護師等を対象に、小児在宅移行支援に必要な知識の習得や、看護力の向上を図るための実践的な研修を実施

事業実施団体

岐阜県看護協会（委託事業）

予算額

H31：2,000千円

研修概要（平成30年度）

○日程：平成30年9月12日～平成31年2月21日（計6日間）

3日間：講義（9,10月）

（講師：埼玉医科大学総合医療センター（埼玉県）田村特任教授、
ひばりクリニック（栃木県）高橋院長、在宅ケアセンターあたご（高知県）安岡所長 等）

1日間：実習（各圏域の訪問看護事業所）（11,12月）

2日間：演習（1,2月）

○受講者：15名

（対象者：N I C UやG C Uを有する急性期医療機関や小児科病棟で指導的立場にある主任看護師等）

○研修内容

- ・医療的ケアが必要な重度障がい児の退院と家族形成支援
- ・小児在宅移行支援に伴う意思決定支援
- ・重度障がい児者の成長・発達に必要な保健・医療・福祉制度
- ・医療的ケアが必要な子どもと家族の生活の場の理解（同行訪問実習）
- ・小児在宅移行支援（教育支援）プログラムの作成

喀痰吸引等研修の受講促進支援

事業実施団体

基本研修（研修促進事業）：登録研修機関（委託事業）

実地研修（研修補助事業）：登録研修機関（補助事業）

予算額

研修促進事業：2,100千円

研修補助事業：500千円

施策の方向性

- ・医療人材の育成と並行して、喀痰吸引等研修に要する経費負担の軽減により、医療的ケアに対応できる福祉人材の早期増員を図る。

受講対象者：福祉事業所等に従事している介護職員、保育士等で特定の者（重度障がい者）に対して喀痰吸引等の行為を行う必要があるもの

区分			支援の仕組み
基本 研修 H30年度 年5回 実施 (定員： 各20名)	講 義	時間数：8時間（終了後試験：1時間） ○重度障がい児者等の地域生活、障がい及び支援、緊急時の対応、危険防止に関する講義	◎ <u>喀痰吸引等研修促進事業(H27.10~)</u> ○支援対象：基本研修の受講料 ○支援方法：登録研修機関への委託 ○支援内容：基本研修実施経費 ・基本研修の実施に要する経費を委託により県負担とすることで <u>基本研修の受講料を無料化</u> ・ <u>研修の案内、受講者の募集・決定は県が実施</u>
	演 習	時間数：1時間 ○シミュレーターを使用した喀痰吸引、経管栄養の演習 ※合格者に対して後日以下の実地研修を実施	
↓ 実地 研修	研 修 内 容	時間数：指導講師による評価により問題が無いとされるまで実施 ※ケアポート研修（現地訪問）により実施 ○特定の者を対象者としての演習 ①喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ、人工呼吸器装着者） ②経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）	◎ <u>喀痰吸引等研修補助事業 (H26.12~)</u> ○支援対象：実地研修の受講料 ○支援方法：登録研修機関への定額補助 ○支援内容：訪問看護師への指導料 ・①、②の各メニューごとに上限1万円 （①+②同時受講の場合は上限2万円） ※指導看護師を自施設で賄った場合は対象外

13

医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- ・医療的ケアを要する重度障がい児者等の支援を総合調整するコーディネーターの育成を目的に、相談支援専門員等を対象に、重症心身障がいに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施。

事業実施団体

岐阜県福祉事業団（委託事業）

予算額

H31：1,700千円

【平成30年度実績】

日 時：平成31年2月14日、15日、3月7日、8日
(計4日間：講義2日、演習2日)

場 所：ひまわりの丘事務棟（関市）

受講者数：36名

内 容：講義と演習を交えた研修会

- ・重症心身障がい医療の特徴、具体的な医療的ケア等に関する講義
- ・在宅支援関連施設等の理解、医療・福祉・教育の連携等に関する協議
- ・事例をもとにした計画作成等の演習
- ・事例検討、スーパーバイザーによる計画作成指導等の演習



圏域版小児在宅医療研究会（西濃圏域）

- ・N I C U・G C Uの看護師等が、地域の保健師や訪問看護師とともに重症児の退院前後に家庭を訪問し、病院と地域の連携による在宅移行支援体制づくりを実証的に研究するモデル事業を実施。
- ・モデル事業の成果は、研究会・事例発表会を開催して広く県下に共有。

事業実施団体

大垣市民病院（委託事業）

予算額

H31：450千円

【第3回西濃圏域小児在宅医療研究会】平成30年度

平成31年1月6日 大垣市情報工房スインクホール（大垣市）

テーク：やってみよう 多職種カンファレンス

プログラム：シンポジウム・模擬カンファレンス・グループディスカッション

参加者：約100名



【第2回西濃圏域小児在宅医療研究会】平成29年度

平成30年1月6日 大垣市情報工房スインクホール（大垣市）

テーク：学校へ行こう！！ 福祉・教育職の役割をご存知ですか？

プログラム：シンポジウム・総合討論

参加者：約100名



NICU在宅移行支援実証研究事業（H27年度）

【訪問実績】

・対象者数：24名 ・訪問回数：のべ93回

・訪問者

病院：NICU／GCU看護師、医師、理学療法士など

地域：保健所、保健センター保健師、訪問看護ステーション看護師など

・訪問先：大垣市、池田町、揖斐川町、輪之内町、安八町、海津市、瑞穂市、本巣市、大野町、長浜市、小牧市、桑名市ほか

17

障がい児者支援を考える公開連続講座

- ・障がい児者医療に携わる医師、看護師、理学療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための公開連続講座を平成26年度から開催（平成26年度：全11回、1,293名参加、平成27年度：全8回、1,527名参加、平成28年度：全6回、936名参加、平成29年度：全6回、1,056名参加）
- ・平成30年度は、8月から平成31年1月まで毎月1回開催：全6回、参加者のべ917名

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H31：700千円

<平成30年度のプログラム>

- | | |
|----------|--|
| 第1回（8月） | 医療的ケア児にも保育の光を～障害児保育園ヘレンの歩みとこれから～
石川 廉氏（認定N P O法人フローレンス 障害児保育園ヘレン事務局 サブマネージャー） |
| 第2回（9月） | 重度心身障がい児への生活を支える口腔のケア
栗木 みゆき氏（多治見口腔ケアグループはねっと 代表） |
| 第3回（10月） | 重症心身障がい児者への食事支援～豊かな生活を最後まで支えるために～
浅野 一恵氏（つばさ静岡 医務部長） |
| 第4回（11月） | 障害の重い子どもたちの秘められた言葉の世界
柴田 保之氏（国学院大学人間開発学部初等教育学科 教授） |
| 第5回（12月） | 障がい児者が在宅で安心して暮らせるための福祉支援
郷 春子氏（(株)新生メディカル岐阜営業所 所長兼任主任ケアマネージャー） |
| 第6回（1月） | 親子併行治療の実際について
藤江 昌智氏（国民健康保険飛騨市こどものこころクリニック 診療所長） |



18

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業

資料 3

- 重症難病患者の入院施設の確保や受け入れ体制の整備等が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院が行う医療機器等の整備に對し助成を実施

【助成対象】

医療機器（人工呼吸器・患者監視装置）の整備

【助成内容等】

- ・設備ごとに定める基準額の2／3を助成（国：1／3 県：1／3）

人工呼吸器	2,452,000円／1台あたり	患者監視装置	1,563,000円／1台あたり
非常用発電機	212,000円／1台あたり	無停電電源装置	41,100円／1台あたり

非常用電源装置（非常用発電機・無停電電源装置）の整備

岐阜県における難病医療提供体制



岐阜大学医学部
附属病院

岐阜医療圏	14
西濃医療圏	7
中濃医療圏	6
東濃医療圏	7
飛騨医療圏	3

医療圏	整備実績
岐阜医療圏	37
西濃医療圏	14
中濃医療圏	7
東濃医療圏	7
飛騨医療圏	3

〇H29年度整備実績

東海中央病院	…	人工呼吸器	1台
下呂温泉病院	…	患者監視装置	3台
〇H30年度整備予定			
総合医療センター	…	人工呼吸器	4台
松波総合病院	…	人工呼吸器	5台
	…	患者監視装置	10台
可児どうのう病院	…	人工呼吸器	1台
東濃厚生病院	…	患者監視装置	2台
下呂温泉病院	…	人工呼吸器	1台
	…	患者監視装置	3台

〇H31年度整備計画

未定

平成31年度 医療的ケアに関する特別支援教育課の取組（案）

◆医療的ケア看護講師研修会

目的 特別支援学校において実際に常勤及び非常勤講師として医療的ケアを実施している看護講師が、より安全で円滑な医療的ケアが実施できるよう看護講師としての専門性の向上を図ることを目的とする。

実施時期 7月下旬

場所 岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

対象者 特別支援学校に勤務する全看護講師

内容
・専門家による講話
・グループ討議 等

◆医療的ケア専門研修

目的 医療的ケアの基本的事項（重度の障がい・疾病のある児童生徒）についての医療上の専門的な対応方法に関する具体的な理解を深める。

実施時期 7月下旬

場所 岐阜県立看護大学

対象者 主に医療的ケアのある児童生徒を担任する教員

内容
・講義（バイタルサインの意味と測定、経管栄養、吸引 等）
・演習（吸引、排痰、経管栄養の実技 等）

◆医療的ケア運営協議会

目的 岐阜県立特別支援学校において医療的ケアを実施するにあたり、総括的な管理体制を整備するためのガイドラインの策定や新たに求められる医療的ケアの取扱いについて検討し、安全かつ適切な医療的ケアの実施を図るために、医療的ケア運営協議会を設置する。

実施時期 7月～1月（年間3回）

場所 岐阜県総合教育センター

構成委員 関係学校の医療的ケア代表者、医師・看護師・保護者代表、その他関係諸機関等関係者のうち特別支援教育課長が必要と認めた者

内容
・ガイドラインの策定
・行政説明 等

平成30年度第1回岐阜県障がい者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）提案議題一覧

提案者	番号	議題	提案理由	計画上の位置付け 障がい 保健医療
国立病院機構長良医療センター 藤森 療育指導室長	1	災害時(停電時を含む)における在宅者の支援体制等の確認(安否確認、避難所、充電等)	災害の頻度が多くなり、規模も大きくなる傾向があるため。	① ③
希望が丘こども医療福祉センター 内木 小児科部長	2	就学前障害児の単独通所施設拡充	障害児の母親がフルタイム勤務だと、幼児期にほとんど療育を受けさせずに行き難い場合がある。健常児が保育園に行くように、単独で通所できる施設を増やす必要があります。	— ③
岐阜市障害者生活支援センター 臼井 相談支援専門員	4	医療的ケア児者の訪問ショート事業(案)について	福祉サービスである短期入所中に体調悪化すると利用は中止となるが、利用者の不満の声が大きい。実態調査をして、対策を考える必要がある。	① ①
			ショートステイは、事業所はあるが、需要が過多になつており、利用がなかなか出来ないのが現実である。対応しようとする施設面と人材確保の両面の資金手当てをしなければならないが、発想を変え、本人宅に専門職を派遣すれば、人件費だけで済むので良い方法ではないか。	① ①

第1回提案議題における出席者意見（抜粋）

提案議題（1）災害時（停電時を含む）における在宅者の支援体制等の確認（安否確認、避難所、充電等）

<課題としてあげられた意見>

- ・避難行動要支援者名簿について、書面上の調査のみではなく、避難方法の相談等、人が赴いて行うべき。
- ・避難行動要支援者を把握し、行政はそれをどう活かしているのか分からぬ。

提案議題（2）就学前障害児の単独通所施設拡充

<課題としてあげられた意見>

- ・施設拡充というよりは、別の施設で広く受け入れられるようになるとよい。
- ・保育園で医療的ケア児や障がい児を預かるというサービスは広まっていないと感じる。
保育園への看護師の配置を県に支援していただきたい。

提案議題（3）短期入所利用中の体調悪化時の対応に関する実態調査及び障害児の病児保育に関する実態調査について

<課題としてあげられた意見>

- ・単なるうつ熱である場合がある一方で、重心の方は肺炎や熱一つにしても体調が急激に悪化することがあり、見極めが必要である。

提案議題（4）医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

<課題としてあげられた意見>

- ・高山市には訪問看護の長時間利用に対する補助制度がある。ボランティアでは継続が難しいため、人数の多い都市部でもそのような補助ができるのか等、経済面を考慮する必要がある。

テーマ1：実効性のある避難・情報提供のあり方**検証項目(4)：高齢者、障がい者等災害時要支援者等への対応****①：避難行動要支援者への避難に関する対応****1. これまでの取り組み****(1) 「避難行動要支援者名簿」の作成状況**

- ・「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）については、平成28年3月末までに全市町村において作成が完了している。

○名簿の作成

- ・市町村長は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、名簿を作成しておかなければならぬ。

○事前の名簿情報の提供

- ・市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員など避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、要支援者から名簿情報を提供することの同意が得られた場合、要支援者の名簿情報を提供するものとされている。

○災害発生時等における名簿情報の提供

- ・市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供できることとされている。

（災害対策基本法第49条の10、第49条の11）

(2) 個別計画の策定状況

- ・個別計画については、平成31年2月末時点において、32市町村で策定がされているが、名簿に記載された全ての要支援者について個別計画策定が完了しているのは3市町となっている。

○個別計画の策定

- ・災害時の避難支援を実効性あるものにするため、平常時から個別計画の策定を進めることが適切とされ、市町村が要支援者と個別具体的な打ち合わせを行いながら、計画を策定することが望ましいとされている。

（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）

平成25年8月内閣府（防災担当）

○不同意者を含む名簿の提供

発災時等であれば無条件に認められるものでなく、例えば大雨で河川は氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意すること。

○不同意者を含む名簿の情報漏えいの防止

これらの者（避難支援等関係者）が適正な情報管理を図るよう、（中略）、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう努めることが求められる。

（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成25年8月内閣府（防災担当）

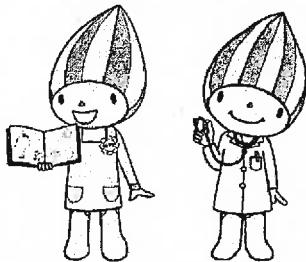
（2）個別計画による避難支援

- ・個別計画の策定が進んでいない理由として、市町村アンケート調査では、山間地域などでは過疎化、高齢化が進んでおり、近隣に避難支援等関係者となるべき候補者がいないことや、避難支援等関係者個人への負担が大きいことなどが挙げられている。
- ・その一方で、要支援者の避難に当たっては、予め自治会が独自に要支援者への支援体制をまとめていたり、今回の災害では自治会、消防団が巡回し、避難誘導を行った事例もあることから、こうした取り組みを発展させて個別計画としていくことが有効である。

課題…対応策（2）

<市町村へのヒアリング結果>

- ・住民自ら水位の確認を行い、要支援者を車に乗せ、避難所まで移送した。
(関市)
- ・津保川の水位上昇を確認した消防団が、川沿いの住宅を1軒ずつ回り避難を呼びかけた結果、浸水被害が深刻化する前に避難所への避難を終えることができた。(関市)
- ・自治会によって独自で要支援者への避難体制をまとめている所がある。
(本巣市)
- ・「見守り台帳」という要支援者対象の個別カードを作成している。
(揖斐川町)



平成30年11月12日(月) 岐阜県発表資料		
担当所属	担当者	電話番号
医療福祉連携推進課	飯沼 博美	内線 2537 直通 058-272-8269 FAX 058-278-2871
(公社)岐阜県看護協会	山中 多美子	電話 058-277-1010 FAX 058-277-1011
岐阜県保育士・保育所支援センター	西垣 法子	内線 70-4501 直通 058-214-8902 FAX 058-214-6820

保育現場で活躍する看護職を目指して！ 保育所等で働きたい看護職等の臨地実習を行います

県では、保健師、看護師及び准看護師（以下「看護職員等」という。）の活躍の場の拡大（※1）や保育人材確保の一環として、看護職員等の保育所等への就職・再就職を推進しています。

このたび、保育所等で勤務する看護職員等を育成するため、本年度より新たに、下記のとおり研修会を開催します。

記

1. 目的・概要 保育所等における、乳幼児の健康面の対策を充実させていくため、保育所で求められる感染症対策など看護職の役割や、乳幼児のアレルギー疾患など基本知識を習得するための講義のほか、保育所での実習を行い、期待される役割について理解を深めます。

2. 日程・場所・内容 「保育業務担当看護職員養成研修」（※2）

内容	日時	場所
講義	平成30年11月15日(木) 10:00から16:00まで ・保育所の環境感染対策 ・乳幼児のアレルギー疾患 ・症状から学ぶ乳幼児の小児医療の基本	公益社団法人岐阜県看護協会内 家庭看護実習室1 (岐阜市薮田南5-14-53) 岐阜県県民ふれあい会館第1棟5階)
臨地実習	平成30年11月20日(火)、27日(火)、12月6日(木)の9:45から12:30まで ・保育所における看護業務の実地見学・乳幼児の健康管理に関する実習	岐阜市立京町保育所 (岐阜市京町2丁目11)

3. 対象者 保育所等で勤務する看護職員等、保育所等での勤務を希望する看護職員等
(看護職員等の実務経験3年以上)

4. 参加人数 30名（申込み受付は終了しています。）

5. その他 取材を希望される方は、各講義及び実習の日の前日の午後5時までに、（公社）岐阜県看護協会へ電話でご連絡ください。

療育支援体制強化事業

予算要求額：52,047千円

目的

保育所等において、地域の住民等の子ども及び入所児童に対する療育支援体制を強化する。

療育支援体制とは…

- 保育所等を利用する障がい児(特別な配慮を必要とする児童を含む)について、障がい児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- 補助者の活用により、障がい児施策との連携を図る。
- 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携を図る。
- 障がい児施策との連携により、施設における障がい児保育の専門性を強化し、障がい児に対する支援を充実する。

現状と課題

◆保育所等における療育支援体制への国による財政支援は、施設型給付費(運営費)の算定根拠となる公定価格における療育支援加算のみの対応となっている。

加算名	施設種別	認定区分	要件	加算額
療育支援 加算A	保育所	1・2・3号	主任保育士専任加算の対象施設(認定こども園においては、主幹教諭等專任化を実施しない場合の減算が適用されていない施設)かつ障がい児(※)を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。 なお、当該加算が適用される施設においては、障がい児施策との連携を図りつつ障がい児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。	49,870 + 490 × 加算率／月
	認定こども園	1号		18,280 + 180 × 加算率／月
		2・3号		24,930 + 240 × 加算率／月
療育支援 加算B	保育所	1・2・3号	(※)加算A:特別児童扶養手当受給対象児童 加算B:市町村が認める障がい児(手帳の有無は問わない)	33,250 + 330 × 加算率／月
	認定こども園	1号		12,190 + 120 × 加算率／月
		2・3号		16,620 + 160 × 加算率／月

※加算率:施設ごとに都道府県知事が認定する。(2~18の範囲内)

→補助する者の配置に対し、1施設あたり最大でも約6万円の支給となり、1人分の人件費に満たない。
そのため国における制度のみでは、十分な療育支援体制の確保が困難な状況となっている。

制度概要

療育支援加算の対象施設のうち、補助する者に有資格者を配置し療育支援の充実を図る場合に、人件費の補助を実施する。

◆対象施設 保育所、認定こども園及び幼稚園のうち、療育支援加算の適用がある施設。(市町村が設置する施設を除く。)

◆対象者 療育支援加算適用施設において、主幹教諭等を補助する者であって、次の要件を満たすもの

(1)資格 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第15条第1項に規定する保育教諭

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1に規定する幼稚園教諭の専修免許状一種免許状又は二種免許状を有する教諭又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に規定する保育士

ウ 幼稚園

教育職員免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を有する教諭

エ 保育所

児童福祉法第18条の4に規定する保育士

(2)雇用形態

ア 正規職員(勤務時間がおおむね1日につき6時間以上かつ勤務日数が一月につきおおむね20日以上ある者をいう。)

イ 正規職員と同等の勤務形態であるもの

◆基準額 療育支援加算A適用施設 186,700円／月 (県短大卒程度保育士3年目給与相当額)

療育支援加算B適用施設 164,700円／月 (県短大卒程度保育士初任給相当額)

◆対象経費 保育士の雇用に係る人件費と基準額を比較して少ない方の額から、療育支援加算による収入額を除いた額。

◆補助率 県 1／2 市町村 1／2

医療型短期入所事業に関するアンケート調査の結果

【調査概要】

(1) 調査目的

短期入所事業は障がい児者のご家族からの要望が高く、短期入所利用中の体調悪化時（緊急時）等についても、利用者に寄り添った対応方法が求められている。そこで、県内の医療型短期入所事業所（24ヶ所）に対し、現在の対応方法や利用者からの意見・要望等についてアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象機関：県内医療型短期入所事業所 24ヶ所

(3) 回収率：100%

(4) 調査時点：平成30年12月21日

【県内医療型短期入所事業所】（24ヶ所）

○岐阜圏域（10ヶ所）

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター

岐阜県総合医療センター 重症心身障がい児施設すこやか

独立行政法人国立病院機構長良医療センター

福富医院

矢嶋小児科小児循環器クリニック

堀部クリニック障害者短期入所事業所

障がい福祉施設 こばんだ

障がい福祉施設 森のこばんだ

松波総合病院障害者短期入所事業所

岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院

○西濃圏域（3ヶ所）

介護老人保健施設 西美濃さくら苑

岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院

岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院

○中濃圏域（6ヶ所）

社会医療法人厚生会木沢記念病院

独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院

鶴見病院

介護老人保健施設 ケアポート白鳳

岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院

県北西部地域医療センター国保白鳥病院

- ・超重症児者、準超重症児者の判定書をもとに判断している。医師の診療。
- ・基本的に各利用者宅での判断を尊重しているが、利用者宅で判断に迷う場合、体温、活気、食欲、脈拍などのバイタルサインを目安に判断している。
- ・I V Hや気管切開など、医療依存度の高い希望者や多動などで、職員がマンツーマンで付き添う必要のある希望者。施設長の面談により決定。
- ・①当院小児科医師診察による。②体制、短期入所行える部屋があるか、希望日に受け入れ可能な体制か、受入れたばかりで現在（緊急入所していない、1対1看護していない）の体制に了解されるか。
- ・申し込み時に、受診をし、担当医師が受け入れ可能な状態（身体的状況）か否かを判断する。
- ・当院は、準超重症児者までを受入可能としているため、判定スコア表に基づき、受入が可能であるか判断をしているため、事前に外来にて診察をし判断している。

《マニュアル等の基準により判断》

- ・預かり手順、利用契約に逸脱していかなければ、基本受け入れをしています。
- ・呼吸器使用の方は断っている。部屋から出ているなどの常に見守りが必要な方も断っている。
- ・障害福祉サービスの規定に従い、利用を遠慮してもらう。人工呼吸器利用者（夜間）の受け入れは不可。受け入れ態勢・設備面から自力移動者の夜間受け入れは不可。
- ・医療型・区分6。小児科常勤医不在のため、児童は対象外です。
- ・介護老人保健施設のため、障害児へのリハビリテーションは提供できない。また、施設の環境としても適していないため、医療的なケアを必要としている障がい児者としている。
- ・医療的ケアとしての範囲（気管内吸引、経管栄養、導尿（医師と要相談））。自発運動が多い方の利用はお断りする場合がある。
- ・病状的に安定している。基本的に就学年齢層である。家族のレスパイトを目的としている事を理解して下さる。平時から計画的に利用していただける。緊急時の連絡先が確定している（保護者以外で）。送迎に関しては利用者の方で行える。

（3）利用をお断りすることになった場合、利用者に対して配慮している事項について

《当院医師またはかかりつけ医への受診を勧める》

- ・当院医師による診察もしくはかかりつけ医受診を勧める。
- ・利用日当日には体調不良以外では断らない。祭日・土日等、診療機関が休診日では、受診の受け入れを促す場合がある。
- ・1日、1人までの受け入れのため、2人目からは、説明し、お断りする。当日の医師の診療にて、体調が悪い場合はお断りする。
- ・院長が家族と連絡をとり、対応されています。

- ・病院機能縮小に伴い、体調悪化時には、医師の判断のもと、他医療機関への転送など迅速な対応を行う。

(3) 短期入所利用中止判断後の対応について

《退所手続きをとり、場合によって入所から入院に切り替える》

- ・退所手続きをとり、場合によって入所から入院に切り替える。
- ・退所手続きをとり、入院に切り替えます。
- ・入所から入院に切り替える。
- ・退所後、医療機関に入院していただく。
- ・短期入所を中止して、入院に切り換える（特にかかりつけが当院の場合）
- ・体調悪化時、入所から入院に切り替える。
- ・保護者に連絡し、利用中止又は短期入所終了。退所となる。
- ・保護者に連絡した後、退所手続をとる。
- ・退所手続きをとる。
- ・場合により、一般入院の可能性がある。

《当院医師またはかかりつけ医への受診を勧める》

- ・当院医師による診察。かかりつけ医受診をすすめる。
- ・利用者の急変時には、当院の医師により診察を行い、入院治療が必要と判断した場合には、主治医のいる医療機関での入院とさせていただくため、転院先の医療機関と連携を行い、手続き等の対応をさせていただきます。
- ・基本的には、医療機関への受診が必要と判断した場合、中止となるので、中止判断後は医療機関を受診していただく。
- ・紹介元へ搬送する。

(4) 短期入所利用中の体調悪化時（緊急時）の短期入所利用中止以外の対応について

- ・変調時は家族等に連絡取る（家族の要望、判断を含め）対応。変調に対する処置・治療の導入を同意後、一般入院で対応。
- ・救急外来を受診し、一時的な処置を行う。
- ・入院治療が必要でなければ、利用継続する。

(5) (2) の判断基準や、(3) 及び (4) の対応について、利用者からの不満の声があるか。

はい (1 施設)

いいえ (2 3 施設)

提案議題（4）医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

- ・短期入所施設拡充となると費用や時間を要するが、利用者宅に訪問看護師を派遣し、自宅をショートステイの場所とすることで、その問題が解決され、また利用者にとっても、移動の苦労や環境変化による負担がなくなると考えられる。

<課題としてあげられた意見>

- ・高山市には訪問看護の長時間利用に対する補助制度がある。ボランティアでは継続が難しいため、人数の多い都市部でもそのような補助ができるのか等、経済面を考慮する必要がある。

※親のレスパイト目的を含む訪問看護サービスの長時間利用について、制度上可能であるかどうか、厚生労働省老健局老人保健課看護係に確認

→「可能である。しかしケアプランや医師の指示書より先のことは保険の適用外であるため、訪問看護事業所と個人との民民契約となる。」

<高山市の事例について>

・高山市障がい者等看護支援事業（平成19年度～）

(対象費用等)

障がい者等を預かり看護支援を実施する事業所又は訪問看護により障がい者等に必要な看護支援を提供することができる事業において、障がい者等が次に掲げるサービスを受けた場合は、当該障がい者等又はその親族等に対し、次に規定する費用の全額を支給する。

(1) 障がい者等の主治医の指示に基づく当該障がい者等に限定しての看護支援

→当該看護支援に従事する職員に係る費用

(2) 訪問看護による障がい者等に必要な看護支援

→当該訪問看護に係る費用

(支援の対象)

日常的な経管栄養、痰の吸引、気管カニューレの管理、気道確保等。ただし、介護保険法第19条の規定による認定を受けた者に対して行われる医療行為を除く。

(支援額) ※訪問看護ステーション高山との協定に基づく

平日（日中）	4,000円	/	30分
平日（夜間・早朝）	4,500円	/	30分
平日（深夜）	6,000円	/	30分
休日（日中）	6,000円	/	30分
休日（夜間・早朝）	6,500円	/	30分
休日（深夜）	8,000円	/	30分

第2期岐阜県障がい者総合支援プランについて

岐阜県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「障害児福祉計画」を新たに加え、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定。

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間。

○ 計画の概要

【基本目標】

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実

今後の取組み

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】

- ① 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、重症心身障がい在宅支援センターみらいが相談対応や家族間ネットワークづくりを行うほか、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所の増加を図ります。(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ② 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修や、医療、福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの育成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ③ 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障害福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ④ 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家族における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児(者)いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- ⑤ 医師や歯科医師、看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。(健康福祉部医療福祉連携推進課)

第7期岐阜県保健医療計画について

保健・医療の充実に向けて疾病対策や医療提供体制に関する基本方針を定める計画。疾病構造の変化等の地域の実情を踏まえて第7期計画を策定し、県民をはじめ関係者で共有しながら、今後の医療提供体制の充実・強化を図ることを目指す。計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間。

○ 計画の概要

【基本理念】

県民が、可能な限り長く、元気で、豊かな生活を送ることができるよう、医療・福祉の連携の下、急性期から在宅に至るまで、切れ目なく保健医療サービスが提供できる体制を確立する。

第3部 保健医療施策の推進

第3章 医療・福祉の連携

第2節 障がい児（者）医療対策

【目指すべき方向性】

平成37年度（2025年度）までに、以下の体制を構築することを目指します。

- 医療的ケアに対応できる人材育成や在宅支援サービスの充実、多職種連携の体制づくりを通じて、医療的ケアが必要な障がい児（者）の成長・発達から生活までを総合的に支援する医療提供体制を構築します。
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）及びその家族に対し、地域におけるサービスを充実します。

【今後の施策】

「目指すべき方向性」を実現するため、以下の施策に取り組みます。

- ① 医療的ケアが必要な障がい児（者）及びその家族への支援として、保護者のニーズが高いレスパイトサービスである医療型短期入所の拡充を図るために、人材育成や事業所への支援策を通じて、レスパイトサービスの受け皿確保に向けた取組み及び相談機能の充実に努めます。岐阜県立多治見病院では、新中央診療棟整備計画の一環として、平成34年度の開院に合わせて、医療型短期入所4床を整備する予定です。
- ② 訪問看護や放課後等デイサービスなど、医療的ケアが必要な障がい児（者）のライフステージの変化、成長・発達に応じた在宅支援サービスの充実を図るために、医師、看護師、セラピスト、介護職など、各分野の専門人材の育成や医療・福祉の枠組みを越えた多職種連携などを通じて、社会的資源を拡充し、医療的ケアに対応できる環境づくりを進めていきます。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい児（者）が、適切な関係分野の各支援を受けられるよう、人材養成研修等、在宅サービスを総合調整するコーディネーターの育成や、